

## 長期履修制度について

### ・制度の趣旨

法学未修者のうち、職業を有している者、出産などを行う者、他学部出身者などが、修得の容易ではない第1年次基本科目を、1年分の学費で、2年間かけて計画的に学ぶことができる制度です（1年分の学費を2年間に4回に分けて支払うこととなります。）。

ただし、東北大学法科大学院では、夜間や土日に必修科目が開講されていません。また、授業の予習・復習の負担が重いため、入学後も仕事を続けることは容易ではありません。

### ・さまざまな学修支援策

長期履修制度の利用を願い出て、適用が認められた方（以下「長期履修学生」といいます。）には、通常の学生への学修支援に加え、下記のような学修支援を行います。

履修アドバイザー（教員）の配置

修了生による学修支援

### ・願出時期

長期履修は、入学手続き時に願い出ることとなります。願い出る前に、必ず担当教員に相談するようにしてください。担当教員との相談は、専門職大学院係を通じて申し込んでください（連絡先は下記を参照）。

### ・モデル・カリキュラム

長期履修のためのモデル・カリキュラムを設定しています。モデル・カリキュラムに拠る場合の負担は次のとおりとなります。

	通常の法学未修者	長期履修学生
1年目前期	週6コマ	週4コマ
1年目後期	週8コマ	週3コマ
2年目前期		週2コマ
2年目後期		週5コマ

\*モデル・カリキュラムに拠る場合、在学期間を短縮することは事実上できなくなります。

### ・在学年数

長期履修学生の場合、第1年次には2年+留年1年の最大3年間在学することができますが、その場合であっても法科大学院の在学年数（最大6年）を超えることはできません。ただし、許可された在学期間について、在学途中で短縮を願い出ることができます。

### 連絡先

国立大学法人東北大学

法学部・法学研究科専門職大学院係

〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1

TEL 022-217-4945 FAX 022-217-4947